

第百五十回
参議院国土・環境委員会會議録第三号

平成十二年十一月十四日(火曜日)

午後四時四十五分開会

委員の異動

十一月十四日

辞任

北澤 俊美君

補欠選任

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長

溝手 顕正君

理事

長谷川道郎君
福山 哲郎君
高野 博師君
緒方 靖夫君

委員

清水 達雄君
末広まきこ君
田村 公平君
月原 茂晴君
橋本 聖子君
脇 雅史君
小川 勝也君
広中和歌子君
加藤 修一君
岩佐 恵美君
戸田 邦司君
島袋 宗康君

衆議院議員

建設委員長

井上 義久君

国務大臣

建設大臣

扇 千景君

政務次官

建設政務次官

植竹 繁雄君

建設政務次官

田村 公平君

事務局側

常任委員会専門員

杉谷 洸大君

本日の会議に付した案件

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(溝手顕正君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、北澤俊美君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君が選任されました。

○委員長(溝手顕正君) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。扇建設大臣。

○国務大臣(扇千景君) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

ただいま議題となりました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

公共工事の入札及び契約については、近年、受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が多数発生しており、その結果、我が国の公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良業者の介在する余地がなくなり、公共工事を請け負う建設業の健全な発展にも悪影響を与えているところであります。公共工事は、国民の税金を原資として、経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであることから、受注者の

選定等に関していやくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められております。

この法律案は、このような認識に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、あわせて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ろうとするものであります。

次に、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、公共工事の入札及び契約の適正化について、その基本となるべき事項を明らかにしております。すなわち、公共工事の入札及び契約は、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び適正な施工の確保を基本として、その適正化が図られなければならないことを規定しております。

第二に、公共工事の発注者は、年度ごとの公共工事の発注の見通しを公表するとともに、指名業者の名称その他の公共工事の入札及び契約に関する情報を公開しなければならないこととしております。

第三に、公共工事の発注者は、その発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する入札談合や建設業法等に違反する行為があると疑うに足る事実があるときには、公正取引委員会や建設業者の監督権限を有する国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととなっております。

第四に、公共工事については、一括下請負を全面的に禁止するとともに、公共工事の受注者は、

発注者に対して施工体制台帳の写しを提出しなければならないこととしております。また、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制の点検等の措置を講じなければならないこととしております。

第五に、国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしております。この指針においては、情報の公表に関する事項、学識経験者等の意見を適切に反映する方策に関する事項、苦情を適切に処理する方策に関する事項、入札及び契約の方法の改善に関する事項、公共工事の施工状況の評価に関する事項、その他入札及び契約の適正化を図るための必要な措置を定めることとしております。また、公共工事の発注者が指針に従って講じた措置の状況について報告を求め、必要に応じて所要の要請を行うことができるものとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(溝手顕正君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院建設委員長井上義久君から説明を聴取いたします。衆議院建設委員長井上義久君。

○衆議院議員(井上義久君) ただいま議題となりました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項のうち「入札及び契約からの不

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四二号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 名古屋市中区平針二ノ二〇七

町田隆次外四百九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四三号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 東京都分寺市東元町二ノ二〇一

〇 桑名真理子外四百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四四号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 名古屋市中区大島町一ノ一三

熊沢美名外四百九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四五号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 仙台市太白区二ノ一七ノ三〇

四 黒澤裕子外四百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四六号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 島根県益田市多田町二ノ五 広瀬

美由紀外四百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四七号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

第十二部 国土・環境委員会会議録第三号

請願者 広島県福山市鞆町後地一、八二〇

紹介議員 片岡春子外四百九十九名

煙野 君枝君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四八号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 横浜市中区三春台一三五ノ四 福

野順子外四百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七四九号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 川崎市宮前区馬絹一、八四一ノ三

村田太郎外四百九十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七五〇号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 東京都小金井市桜町二ノ九ノ一八

大高一弘外四百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七五一号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 横浜市区緑園五ノ三ノ八ノCノ

一 田中良平外四百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七五二号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 東京都清瀬市元町一ノ三ノ五ノ四

〇五 河内陽子外四百九十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七五三号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 北海道函館市美原三ノ一ノ一

ノ四〇八 上平ふみ外四百九十九

名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七五四号 平成十二年十月二十七日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 横浜市中区白幡西町六ノ一ノ

一三一 稲嶺麻美外四百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第七五七号 平成十二年十月二十七日受理

不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民

主的転換に関する請願

請願者 福島県会津若松市一策町大字八角

字中村東二六ノ五ノ一〇一 赤井

伸之介外二百四十九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第八一二号 平成十二年十月三十日受理

環境に対する遺伝子組換え作物の影響についての

事前評価・公開等に関する請願

請願者 横浜市中区築地川和町二、一五ノ

六三 加藤舞花外千九百七十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二〇六号と同じである。

第八一三三号 平成十二年十月三十日受理

不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民

主的転換に関する請願

請願者 横浜市中区新子安一ノ一〇ノ

一四 似内敏行外二百二十四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第八一四号 平成十二年十月三十日受理

不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民

主的転換に関する請願

請願者 宮城県古川市新沼行人堰南三四

細川孝治外千七百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第八一五号 平成十二年十月三十日受理

不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民

主的転換に関する請願

請願者 福島県大沼郡会津高田町字竹原三

〇九ノ二 小原オクラ外二百四十

九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第八三五号 平成十二年十月三十日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 山口県熊毛郡平生町沼一、三〇一

伴恵晴外四百九十九名

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八三六号 平成十二年十月三十日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 横浜市中区在田南一ノ二〇ノ七

ノ二〇二 植田夏雄外四百九十九

名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八三七号 平成十二年十月三十日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 神戸市灘区鶴甲四ノ三ノ一八ノ二

〇五 飛田みえ子外千四百九十九

名

紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八三八号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 島根県簸川郡大社町杵築東四三ノ

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八三九号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 北海道夕張郡長沼町銀座区 大熊

紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四〇号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢一ノ二二

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四一号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 京都市伏見区深草宝塔寺山町二二

紹介議員 薬科 満治君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四二号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 東京都世田谷区奥沢三ノ一五ノ一

紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四三号 平成十二年十月三十日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 埼玉県所沢市山口五、二一六ノ二
ノ一〇五ノ一〇八 西久保浩

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四四号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 名古屋市中区亀の井二ノ二三八

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四五号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 千葉市緑区あすみが丘四ノ三二ノ

紹介議員 小宮山 洋子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四六号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 神奈川県小田原市扇町五ノ一三ノ

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四七号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 埼玉県日高市武蔵台五ノ二九ノ一

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四八号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 岡山県後月郡芳井町宇戸川二、〇

六四 小谷正樹外四百九十九名

紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八四九号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 横浜市西区西戸部町二ノ一九七

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五〇号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 広島県福山市坪生町甲一五九

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五一号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 埼玉県大宮市三橋一ノ七四三ノ一

紹介議員 菅川 健二君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五二号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 北海道虻田郡倶知安町南四条東五

紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五三号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 東京都調布市国領町七ノ四八ノ一

紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五四号 平成十二年十月三十日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 千葉県習志野市東習志野五ノ一五
ノ三七 板谷静代外二千六十一名

紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五五号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 北海道樺戸郡浦臼町浦臼第七

紹介議員 山下 八洲夫君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五六号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 埼玉県鶴ヶ島市藤金八六五ノ八

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八五七号 平成十二年十月三十日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願
請願者 北海道小樽市新光四ノ二三ノ五

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八六一号 平成十二年十月三十日受理
環境に対する遺伝子組換え作物の影響についての
事前評価・公開等に関する請願

請願者 千葉県袖ヶ浦市蔵波台二ノ一八ノ
一五 洪沢秀子外四千三百二十六

紹介議員 岩瀬 良三君
この請願の趣旨は、第二〇六号と同じである。

第八七四号 平成十二年十月三十一日受理
不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民
主的転換に関する請願

請願者 仙台市若林区新寺三ノ七ノ四〇ノ

紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第八七五号 平成十二年十月三十一日受理
不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民

請願者 横浜市中区寿町四ノ一三ノ一 由
良哲生外千四百八十八名
この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第八七六号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 北海道小樽市新光一ノ二ノ一三
白石二葉外四百九十九名
紹介議員 岩本 莊太君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八七七号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 大阪府枚方市釈尊寺町二ノ三〇
早崎恵外七百十四名
紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八七八号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 鳥根県鯉川郡斐川町坂田二、二〇
七 横原里恵外千四百六十八名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八七九号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 大阪府枚方市渚南町四一ノ一四
竹原みつゑ外二千十一名
紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八〇号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 千葉県習志野市本大久保三ノ一
ノ三 浅海佳也子外四百九十九名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八一号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 広島県福山市蔵王町四ノ一五ノ二
東坂玉規外四百九十九名
紹介議員 江本 孟紀君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八二号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太三ノ三〇ノ一四
ノ三〇七 水野敬子外千四百五十四名
紹介議員 海野 徹君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八三号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 宮崎市桜ヶ丘町一〇ノ一二 赤木
千恵外四百九十九名
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八四号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 横浜市戸塚区上倉田町一、五七七
ノ三二 鈴木文子外千二名
紹介議員 谷本 巍君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八五号 平成十二年十月三十一日受理

ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市長三反田町二ノ一ノ四
一ノ九〇一 松井伸夫外四百九十
九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八六号 平成十二年十月三十一日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 北海道江別市朝日町四ノ二二
川和紀外二千四百二名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第八八七号 平成十二年十月三十一日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 埼玉県狭山市入間川二ノ二五ノ一
九ノ四〇三 片桐久美子外四百七
十六名
紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第三九四号と同じである。

第八八九号 平成十二年十一月二日受理
川辺川ダム建設事業の促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡山江村大字山田乙
一、三三六ノ一 高岡隆盛外八十
七名
紹介議員 木村 仁君
国営川辺川土地改良事業は昭和五十八年度に着
工され既に十六年経過した。その間、灌漑排水事
業については平成十一年度に着工され、早期の完
成が待たれている。農業に対する依存度が極めて

高い川辺川地域にとって、灌漑用水の安定的確保
及び近代的な農業経営の確立なしに今後の展望は
開けず、地域の活性化も望めない。
については、川辺川地域において水を活用した近
代的な農業を展開するため、川辺川ダム建設事業
を強力に促進し、一日も早く完成されたい。
理由
国営事業受益地内に設置されている暫定水源を
利用した茶、なす及びメロンの営農実証圃場にお
いて灌水が行われ、また、薬剤散布及び晩霜対策
などについても水による効果が顕著に現れるな
ど、当地域における将来の農業にとって水及び基
盤整備の必要性は十分に実証されている。

第九〇二号 平成十二年十一月二日受理
不況打開、国民本位の公共事業及び建設産業の民
主的転換に関する請願

請願者 福島県会津若松市千石町一ノ三〇
山崎公嗣外二百四十九名
紹介議員 和田 洋子君
この請願の趣旨は、第四二七号と同じである。

第九〇三号 平成十二年十一月二日受理
ダイオキシンの発生源対策に関する請願

請願者 愛知県豊田市大清水町南岬一ノ一
六二 菅沼ヒトミ外四百九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案
（小字は衆議院修正）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に
関する法律案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)	1
第二章 情報の公表(第四条―第九条)	2
第三章 不正行為等に対する措置(第十条・第十一條)	3
第四章 施工体制の適正化(第十二條―第十四條)	4
第五章 適正化指針(第十五條―第十八條)	5
第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第十九條・第二十條)	6
附則	7
第一章 総則	8
(目的)	9

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六條において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの不正行為の排除が徹底されること。

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

(国)による情報の公表

第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長。以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に關し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、建設業法第二十二條第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする

る。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあつては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の意見(第三者の反映する方策に関すること)を適切に

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)
第十六条 各省各庁の長等は、適正化指針に定め

るところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第六章 国による情報の収集、整理及び提供

供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第十九条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他のその普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)
第二十条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管

分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

(建設業法の一部改正)

第三条 建設業法の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「除く。」を「除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号。以下「入札契約適正化法」という。)第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定」に改め、同項第三号中「法令」の下に「(入札契約適正化法及びこれに基づく命令を除

く。」を加え、同条第四項中「第一項各号の一」を「第一項各号のいずれか」に、「(第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除く。)」を「若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定」に改める。

第三十四条第一項中「及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)」を「、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)及び入札契約適正化法」に改める。